

## 平成22年度第2回秋田県建設業審議会の概要について

### 1 日時及び場所

平成23年2月22日（火） 15時～16時15分  
アキタパークホテル プラチナルーム

### 2 出席者

委員：田中委員、加賀谷委員、前中委員、坂本委員、菅原委員（JA）、天野委員、  
柴田委員、佐々木委員、阿部委員  
（委員15名中9名が出席）

県側：加藤建設交通部長、山下建設交通部県土整備技監、高堂建設交通部次長、  
塚田建設管理課長、原建設管理課技術管理室長、  
松橋建設管理課技術管理室技術管理監 他

### 3 議事の概要

#### （1）議事録署名委員の指名

田中会長により、議事録署名委員として加賀谷委員及び前中委員が指名された。

#### （2）報告事項

- ① 「公共工事における総合評価落札方式の改正について」、及び「建設業者の合併特例の見直しについて」、事務局から報告がなされた。

（質疑応答・意見等の概要）

委員：平成21年度の発注件数について、格付等級別にはどうなっているのか。  
事務局：建設交通部全体で1,988件であり、A級が900件程度、B級とC級はそれぞれ500件程度となっている。  
なお、発注を金額ベースで見ると、A級は1件当たりの金額が高いことから、全体の7～8割を占めている。

委員： この冬の豪雪において建設業者は地域の道路などの除雪を行っているが、業者間で技術力の差が大きいと感じられる。除雪に関する技術力を評価する仕組みを検討していただきたい。

また、こうした除雪をはじめとして、建設業者は地域の安全・安心のため重要な役割を担っており、合併も必要とは考えるが、地域の小規模な建設業者を守り育てていくことも大切だと思う。

事務局： 除雪は委託業務として発注しており、工事の品質確保のための評価とは一致しにくい面がある。今後検討していきたい。

今後とも地域において一定数の担い手は必要であり、公共事業の施工の面からと防災対応の面からとの複眼的な視点で検討してまいりたい。

委員： 合併等により県の特例の適用を受けた建設業者のその後の経営は、順調であるか。

事務局： 合併等への特例は、制度導入当初は合併での適用が多かったが、ここ数年は事業譲渡での適用が大半を占めている。経営状況のあまり良くない建設業者から譲渡を受ける事例も多く、その後の経営状況は全てが順調とはいえない。

委員： 合併等の特例を適用する際の確認体制の強化とは、具体的にはどのようなことなのか。

事務局： 事業譲渡において、営業に関するすべての有形・無形財産の包括的な承継の確認、また譲渡会社の役員等による建設業再開禁止規定の明示等により、審査手続きをより厳格化し、譲渡の実効性を確保してまいりたい。

委員： 県内の雇用情勢は非常に厳しいところであるが、新たな評価項目として「10年以上の継続雇用」を追加しているが、期間を10年とした根拠は。また、「新卒者の新規雇用の実績」における採用の対象期間は。

事務局： 10年を1サイクル、1つの区切りと考えた。また、採用の対象期間は卒業日から翌年の卒業した月の月末までの1年間となる。

委員： 今回の総合評価落札方式の改正をみると、実績重視の傾向が強まった印象を受ける。実績のある大規模な建設業者と実績の少ない小規模な建設業者との差が拡大していくのではないかと。

事務局： 価格評価点と技術評価点の比率については、どちらか一方に過重とならないよう配慮しており、実獲得点の平均はほぼ1：1となっている。

また、国土交通省では全ての案件で総合評価落札方式を採用しているが、県では4千万円以上のうち一定の割合の工事を対象としており、価格競争方式とのバランスをとっている。

地域要件については、1億円未満の工事は8地域振興局単位としており、それぞれの地域の建設業者が落札し施工している。

今回の改正は、それぞれの地域に一定の技術力を持った建設業者を確保することが大きなねらいである。

委員： 総合評価落札方式の実績件数が増加してきている要因は何か。

事務局： 以前は価格のみで落札業者を決定していたが、成果品の品質確保も重視されるようになり、平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の入札において、価格と品質が総合的に優れた建設業者を落札者とする「総合評価落札方式」が導入された。

その後もそうした時代の要請の拡がりにあわせて、県でもこの入札方式の対象を拡大してきており、平成22年度は4千万円以上の工事のうち45%を目標に取り組んでいる。

## ② 「予定価格の事後公表のモデル的試行の実施状況について」、事務局から報告がなされた。

(質疑応答・意見等の概要)

委員： 現在まで15件実施しているが、実施にあたって混乱や苦情等は特になかったものか。

事務局： 特になかった。

委員： 予定価格を事前に公表していないので、予定価格を上回った入札のあった工事が10件あるが、その建設業者の入札は有効なのか。また、ペナルティーはないのか。

事務局： 予定価格を上回った入札に対してペナルティーはないが、その入札は失格扱いとなる。

委員： 予定価格を超過した建設業者が、次に同様な入札を行わないような仕組みがあればよいと思うが。

事務局： 県では積算基準書等を公開しており、それを参考に建設業者は真摯な見積もりをしていると判断している。予定価格を超過してしまった建設業者は、この入札結果を参考として、また次の入札に参加してもらうというのが今のルールとなっている。